

2024 年 12 月 18 日第 2 4 回定例会
議案第 114 号及び議案第 116 号に対する反対討論

日本維新の会の安浪順一です。本日は日本維新の会を代表し、議案第 114 号および議案第 116 号に対する反対討論を行います。

まず、両議案は、人事院勧告に基づく国の給与改定の趣旨を踏まえ、市長、副市長、および市議会議員の期末手当支給月数を改定するものです。この改定により、市長は 85,332 円、副市長は 68,294 円、市議会議員は 46,400 円、それぞれ期末手当が増額されることとなります。我が会派はこれまでも主張してきたとおり、労働者として一定の権利制約を受ける公務員が人事院勧告に準拠することには合理性がある一方、議員や市長といった公選職の報酬については、別途検討が必要であると考えます。

また、本市財政は改善傾向にあるものの、令和 5 年度決算における将来負担比率は 2.8% であり、中核市平均がマイナス 38.6%と比較しても高い水準にあり、今後も財政改革への取り組みが不可欠です。また、物価高騰の影響で市民生活は厳しい状況が続いており、このような中で市長、副市長および市議会議員の期末手当増額には賛同できません。

市長については、令和 6 年 12 月期末手当のみ支給月数を据え置くとしていますが、令和 7 年度以降は増額される予定です。令和 5 年 11 月の臨時会で期末手当の増額改定を見送った際、市長ご自身が「物価高騰という苦しい状況に置かれている市民に寄り添う」と述べられた覚悟を貫くのであれば、令和 6 年 12 月だけではなく、令和 7 年度以降、任期中は一貫して増額を見送るべきではないでしょうか。

以上の理由から、日本維新の会は議案第 114 号および議案第 116 号に反対いたします。議員各位におかれましても、何卒ご賛同いただきますようお願い申し上げます。